

全国健康保険協会からののお知らせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）北海道支部の健康保険料率が、本年3月分（4月納付分）より、現行の9・42%から9・60%に変わります。

協会けんぽの財政状況は累積赤字を抱えるなか、毎年続く医療費の増加と、厳しい経済状況を反映して保険料収入の基礎となる賃金水準が落ち込んでいることから、非常に厳しい状況となつています。北海道支部は、加入者1人当たりの医療費が高いことから、保険料率も全国一高く、皆さんの健康づくりが重要です。詳しくは協会けんぽのホームページまたは協会けんぽ北海道支部までご連絡ください。

【お問い合わせ】

全国健康保険協会
北海道支部
Tel 011・726・0352
ホームページ
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

国民年金の保険料は納めましたが？

国民年金には、老後に受ける老齢基礎年金、不慮の事故や病気などで障害が残ったときに受ける障害基礎年金、一家の大黒柱に先立たれたときに子のある妻や子が受ける遺族基礎年金などの種類があります。

しかし、国民年金に加入していても保険料を未納にしているはこれらの年金が受けられないこともあります。送付されているお手元の納付書をもう一度確認して納め忘れないように気をつけましょう。（保険料の納付には納め忘れを防ぐためにも便利な、口座振替の利用をお勧めします。）

【お問い合わせ】

役場町民課戸籍年金係
Tel 2・1213

国民年金の保険料が変わります

平成23年4月から国民年金保険料が改定され、平成23年度額は月額15,020円となります。

（前年度より月額80円、年額960円減の年間納付額は180,240円です。）

北見年金事務所事務相談所が開設されます

平成23年度も遠軽町において、北見年金事務所事務相談所が開設されます。

■開催場所

遠軽町保健福祉総合センター
ター

■開催日

5月17日 7月12日
9月13日 11月15日
1月17日 3月13日

※いずれも火曜日

■相談時間

午前10時～午後3時30分

【お問い合わせ】

北見年金事務所
Tel 0157・25・9635

平成22年国勢調査速報

国勢調査にご協力ありがとうございました。

町民の皆さんのご協力により無事、平成22年10月1日現在で実施した「平成22年国勢調査」の集計結果がまとまりましたので、お知らせします。なお、この数値は地方集計段階の数値であり、総務省統計局の公表結果と異なる場合があります。

人口 5,896人

世帯数 2,415世帯

今回の人口を前回の平成17年国勢調査の人口（6,393人）と比較すると、497人の減少となりました。

国勢調査における佐呂間町の人口の推移を見ると、大正9年から昭和30年まで増加を続けましたが、昭和35年を境に減少に転じています。以来、今回の調査でも人口の減少は続き、平成7年から平成12年

では8.0%、平成12年から平成17年では4.0%、平成17年から平成22年では7.7%の減少となっています。

「奨学金制度」をご利用ください

平成23年度佐呂間町奨学金の貸付を希望される方の受付を次により行います。

■奨学生の条件

- ① 本町住民の子弟である方
- ② 高校、高等専門学校または専修学校、大学に就学する方または在学している方
- ③ 身体健康、学業優秀、品行善良である方
- ④ 学資の支弁が困難な方

■奨学生の人数

10名程度（高校等3名、大学等7名）とします。

■奨学金の貸付額

- ① 高校生、高等専門学校生等
月額 10,000円以内
- ② 大学生、専修学校生等
月額 22,000円以内

■奨学金の返還

① 奨学金は無利子です。但し、期日までに納入されない時

は、延滞利息がかかる場合があります。

②奨学金の返還は、最終の学校を卒業後1年間据置き、その後6ヶ年で償還してください。

■貸付の申請

貸付を希望される方は、4月1日から4月20日までに教育委員会へお申し込みください。(申請用紙は、教育委員会でご用意しています。)

【お問い合わせ】

教育委員会学校教育係

Tel 2・1294

佐呂間町住宅建設促進事業
住宅の建築費、改修費の一部を助成します

町では、持ち家住宅の促進と町内建設産業の振興、雇用の安定を図るため、町内の建設業者により行なった、個人住宅の新築、増改築、改修費の一部を助成します。

◆期間 平成26年3月まで

◆対象者

○町内に居住されている方

○町外から定住を目的に転入される方

○助成対象住宅に引続き5年以上居住することを確約する方

◆対象となる住宅

○町内の建設業者により、個人の住宅を町内に新築、増築、改築、改修する住宅

○既存住宅の改修については、改修費用が50万円以上のももの(消費税を除く)

※住宅改修については、次の工事が対象になります。

●主要構造部の耐久性および安全性を向上させる工事

〔基礎・土台・梁・柱などの改修、筋かい・火打ちなどによる構造補強、外壁・屋根の改修または塗装〕

●住宅性能を向上させる工事

〔間取りの変更、段差解消、断熱改修など〕

《対象にならない改修工事》

〔内装仕上げ材(床材、壁紙など)のみを取り替える工事〕

◆助成の内容

○新築、増築、改築については、1㎡当り15,000円(限度額200万円)

○改修住宅は、改修費の10分

の1(限度額100万円)

○増改築を伴う改修工事(限度額200万円)

※千円未満の端数があるときは切捨て

◆交付の条件など

○同一住宅および同一人について、限度額の範囲内(一度補助対象となった工事箇所については補助対象外)

○移転補償などによる新築、改修でないこと

○対象者と同居する全ての者が、町税などを滞納していないこと

○工事が着手前の住宅

◆手続き

①住宅の新築などを検討されている方は、まずご相談ください。

②申請書の提出(見積書や図面、工事前の写真などを添付)

③工事内容の審査、現地を確認し、交付対象住宅の可否を決定

④交付対象住宅の決定通知書が届いてから工事に着手

⑤工事が完了したら、実績報告書を提出(完成写真、領収書の写しを添付)

⑥申請どおり工事が行なわれているかを確認

⑦補助金額を確定し交付決定

⑧補助対象者からの請求により補助金を支払います。

【お問い合わせ】

役場経済課商工観光係

Tel 2・1200

バス運賃助成券の払い戻し
ができます!!

平成22年9月30日をもって廃止となりました、高齢者定期バス運賃助成制度に基づく、未利用の助成券をお持ちの方に、負担金の払い戻しを行なっています。平成23年3月31日までに、未使用の助成券と印鑑を持参し、役場保健福祉課社会福祉係にて手続きを行ってください。

を任務としています。

■受験資格

○昭和57年4月2日～平成2年4月1日生まれの方

○平成2年4月2日以降生まれの方で次に掲げる方

①大学を卒業した方および平成24年3月までに大学卒業見込みのある方

②人事院が①に掲げる方と同等の資格があると認める方

■申込受付期間

4月1日～4月14日

■試験日

第1次試験 6月12日

(教養試験、専門試験)

第2次試験 7月20日、21日

の指定する日

(人物試験、身体検査測定)

■試験地

道内は第1次および第2次試験とも札幌市

試験とも札幌市

■合格発表

第1次試験 7月5日

最終合格 8月19日

【お問い合わせ】

北見市青葉町6番8号

北見地方合同庁舎2階

〒090・8540

北見労働基準監督署

Tel 0157・23・7406

労働基準監督官

採用試験のお知らせ

労働基準監督官(は、労働者の生命と健康を守り、労働条件の確保・改善を図ること

申告書は、自分で作成してお早めに！

平成22年分の所得税(住民税および個人事業税)の確定申告の受付は3月15日、消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告の受付は3月31日までです。確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考にご自分で作成し、お早めに提出してください。また、確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。作成した確定申告書は、そのままe-Taxで送信できるほか、印刷して郵送などにより提出することもできます。

税務署の申告会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類および印鑑をご持参ください。(前年、税務署などの申告会場でパソコンを利用して申告された方で、「確定申告のお知らせ」が届いている方はそのお知らせも持参してください。)

税務署の申告会場では、申告書をパソコンで作成していただく「電子申告e-Tax」を推進しています。パソコンの操作方法にご不明な点がある方は操作補助者がお手伝いします。詳しくは、北見税務署へお尋ねください。
※税務署の閉庁日(土・日曜日、祝日など)は、税務署での確定申告の受付は行っていないので、ご注意ください。

ネットで申告 e-Tax

e-Taxは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署に出かけることなく、国税に関する各種手続(所得税などの申告、全税目の納税および各種申請・届出)を自宅などから行うことができます。

■国税庁ホームページから電子申告

自宅などから、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」を利用して、e-Taxで送信することができます。(確定申告書等作成コーナーは「確定申

告特集ページ」からご利用ください。)

■最高で5,000円の税額控除

平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと所得税額から最高で5,000円の控除を受けることができます。(平成19年から平成21年のいずれかの年分の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません。)

■添付書類の提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院などの名称・支払金額)を入力して送信することにより、これらの書類の提出または、提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、書類の提出または、提示を求められることがあります。)

■還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

■24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

【お問い合わせ】

〒090-0018

北見市青葉町3番1号

北見税務署

Tel 0157-23-7151

〔自動音声案内番号2をお選びください〕

ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

脳卒中を疑う救急搬送のお知らせ

現在、遠紋地区では脳卒中の受入れ医療機関がなく、また消防法の搬送基準等の改正により本年3月1日からこれらの搬送先として北見市内などの脳卒中対応医療機関(北見赤十字病院、北見脳神経・心血管内科病院、道東脳神経外科病院、網走脳神経外科リハビリテーション病院)へ直接搬送を行います。搬送には、

対応病院の受入れや容量が安定しているなどの一定の条件の下で行いますが、ベット満床や処置中などで受入れが来ない場合は、一旦近くの救急告示医療機関へ搬送する場合があります。なお今後、直接搬送の重複に伴い救急車が出動中不在となる場合は、この間、近隣で最も近い出張所から救急車を出動させるなどに対応しますので町民の皆さんには、一層の救急車の適正利用をお願いします。

「地デジ」の準備はお済みですか？

【お問い合わせ】

デジサポ

Tel 0166-30-0101

地デジ完全移行まで

あと **4**ヶ月

地デジの準備はお早め!!

畜犬登録・狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防法に基づき、次の日程により畜犬登録および狂犬病予防注射を行いますので、所定の手続きを済ませますようお知らせします。

※途中往診も行っているため、開始時間が遅れる場合がございますので、ご了承ください。

【お問い合わせ】

役場町民課生活環境係

Tel 2・1213

4月15日(金曜日)	
旧山内商店	9:30 ~ 9:40
栃木公民館前	10:20 ~ 10:30
若佐コミセン前	10:50 ~ 11:00
朝富公民館前	11:20 ~ 11:30
知来公民館前	13:20 ~ 13:30
仁倉公民館前	14:00 ~ 14:10
浜佐呂間活性化センター前	14:40 ~ 14:50
常呂漁協佐呂間研修所前	15:00 ~ 15:10
幌岩公民館前	15:40 ~ 15:50

4月16日(土曜日)	
若里活性化センター	9:30 ~ 9:40
若里浜児童公園前	10:00 ~ 10:10
富富士消防車庫前	10:40 ~ 10:50
富富士公民館前	11:00 ~ 11:10
町民センター前	13:20 ~ 13:30
武道館・温水プール駐車場	13:40 ~ 14:00
農協スタンド裏	14:10 ~ 14:40

■狂犬病予防注射は毎年接種

注射料3,040円

(注射料2,490円+注射済証交付手数料550円)

※往診(別途500円)を希望される方は前日までにご連絡ください。

■飼い犬は必ず登録

登録料3,000円

(生涯に一度の登録)

○飼い犬の登録は義務です。犬を飼っている方は必ず登録してください。

○新たに生後91日以上の子犬を取得した場合は、30日以内に役場で登録してください。



高病原性鳥インフルエンザが国内で発生しています！

【お問い合わせ】

国内で鳥インフルエンザの発生が続いていますが、直ちに家庭などで飼育している鳥が感染することはありませ

ん。飼育している鳥類を鳥インフルエンザから守るため、清潔な状態で飼育するとともに、ウイルスを運んでくる可能性のある野鳥が近くに来ないようにするほか、次のことに注意してください。

- ① 野外の鳥小屋の場合は、野鳥やネズミなどが入らないようにする。
- ② 鳥の餌が残った容器を野外に放置しないようにする。

③ 野鳥の糞を踏んだりしたときは、靴底を洗う。

④ 異常を発見した場合は、速やかに獣医師や家畜保健衛生所、役場に知らせる。

今後とも必要な情報をお伝えするために、ニワトリやインコ、ガチョウなどを飼養されている方は役場までご連絡ください。

※鶏肉や卵を食べることで高病原性鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【お問い合わせ】

○鳥インフルエンザ全般に関すること

・オホーツク総合振興局農務課

Tel 0152・41・0665

○家畜に関すること

・網走家畜保健衛生所

Tel 0157・36・0725

○野鳥・鳥類に関すること

・オホーツク総合振興局環境生活課

○標記に関する役場連絡先および飼養報告先

・役場農務課畜政係

Tel 2・1209

町営住宅の空家状況

2月18日現在の公営住宅空家状況をお知らせいたします。入居申込など詳しくは建設課(Tel 2・1210)までご連絡ください。

■若里団地

※1階3DK 1戸

9,100

■栄団地

※2階3LDK(1階)1戸

※2階3LDK(2階)1戸

15,300

■宮前団地

☆特定公共賃貸住宅

2階3LDK(2階)1戸

47,700

特定公共賃貸住宅は収入が多い方のための住宅です。

入居要件などが一般住宅と取扱が異なりますので、詳しくは役場建設課管理係までご連絡ください。

※印は、60歳未満でも単身入居が可能な住宅です。

通院交通費の助成が受けられます

特定疾患および精神障がいのため治療を必要とする方に対して、治療を受ける医療機関までの交通費を前期（4月～9月分）、後期（10月～3月分）に支給します。

ただし、公的制度による交通費の支給および割引を受けた額を除きます。

支給方法は次のとおりです。

◆難病者治療通院交通費および人口透析患者治療通院交通費の支給

■対象者

○北海道特定疾患治療研究実施要綱に定める治療研究対象患者

○小児慢性特定疾患治療研究実施要綱に定める治療研究対象患者

○北海道ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業実施要綱に定める治療研究対象疾患

○人工透析により通院を必要とし、身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方

■支給額

○公共交通機関利用の場合

医療機関までの往復の交通費実費

○自家用車利用の場合

自宅から医療機関までの最短路程を1km当り20円で計算した額

■手続き

特定疾患医療受給者証、身体障害者手帳、印鑑をお持ちください。

◆精神障害者治療通院交通費の支給

■対象者

○障害者自立支援法に基づき、医療機関に通院されている方

■支給額

○公共交通機関利用の場合
医療機関までの往復の交通費実費

○自家用車利用の場合

自宅から医療機関までの最短路程を1km当り20円で計算した額

■手続き

印鑑をお持ちください。

【お問い合わせ】

役場保健福祉課社会福祉係
Tel 2・1212

国税専門官募集のお知らせ

人事院・国税庁では、国税専門官採用試験の受験者を募集しています。

■受験資格

○昭和57年4月2日～平成2年4月1日生まれの方

○平成2年4月1日以降生まれの方で次に掲げる方

①大学を卒業した方および平成24年3月までに大学を卒業する見込のある方

②人事院が①に掲げる方と同等の資格があると認める方

■申込受付期間

4月1日～4月14日

■申込提出先

札幌国税局

〒060・0042

札幌市中央区大通西10丁目

■試験日

第1次試験 6月12日

第2次試験 7月19日

7月26日のうち指定する日

■試験地

道内は第1次および第2次試験とも札幌市

■合格発表

第1次試験 7月5日

最終合格 8月19日

【お問い合わせ】

札幌国税局人事第2課人事

専門官

Tel 011・231・5011

北見税務署総務課

Tel 0157・23・7151

国家公務員採用試験のお知らせ

人事院では次のとおり国家公務員採用試験の募集を行います。

《大学卒業程度》

国家公務員採用I種試験

受付期間

4月1日～4月8日

国家公務員採用II種試験

4月11日～4月20日

《高等学校卒業程度》

国家公務員採用III種試験

6月21日～6月28日

I種、II種試験においてはインターネットによる申込が可能です。できる限りインターネット申込をご利用ください。

※郵送などによる申込方法、受験資格についてはお問い合わせください。

【お問い合わせ】

人事院北海道事務局第2課

試験係

Tel 011・241・1248

インターネット申込専用

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.htm>

財務行政懇話会のお知らせ

国の財政や金融、税制などについて、地域住民への理解や意見を聴く機会として、北海道財務局北見出張所による「財務行政懇話会」が開催されます。懇話会は自由参加となっておりますので、お問い合わせの上、ご来場ください。

なお、参加希望の方は、資料準備の都合などありますので、事前にご連絡ください。

■期日

3月25日 午後1時30分～

(2時間程度)

■会場

佐呂間コミセン2階集会室

北海道財務局北見出張所

総務課

Tel 0157・24・4167

佐呂間町民限定キャンペーン!!夏タイヤも助成します

町内のトーヨータイヤ取扱店で「トーヨータイヤ」夏タイヤ」を購入した場合『ふるさと商品券』の助成が受けられます。

■キャンペーン期間

平成26年3月31日まで

■対象

佐呂間町民で個人使用車両のタイヤを町内で購入した方(乗用車または最大積重量2トン以下の貨物車に限ります)

■特典

1本の購入金額(税込み)により『ふるさと商品券』がもらえます。

7, 500円未満

↓1, 500円分

7, 500円以上1万円未満

↓2, 000円分

1万円以上1万5千円未満

↓2, 500円分

1万5千円以上2万円未満

↓3, 000円分

2万円以上

↓3, 500円分

■引換え

販売店備え付けの購入書・引換証に証明をいただき、佐呂間町商工会へ提出してください。

※このキャンペーンは町と東

洋ゴム工業の協力・支援に

より実施するものです。

【お問い合わせ】

佐呂間町商工会

Tel 2・3448

平和を仕事にする
自衛官を募集しています

■種目

一般曹候補生

■応募資格

18歳以上27歳未満

(高校生を除く)

※高校生については、9月統一試験にて募集します。

一試験にて募集します。

■受付期間

2月1日～5月6日

■試験日

5月21日

■初任給

159,500円

■賞与・休日休暇

賞与 年2回

休日休暇 週休2日、祝日、年末年始および夏季特別休暇、年次休暇

【お問い合わせ】

自衛隊旭川地方協力本部遠

軽地域事務所

Tel 0158・42・6616

役場町民課住民活動係

Tel 2・1213

予備自衛官補募集

「人々のために尽くす自分へ」

「今始まる新たな選択」

■募集種目

一般公募・技術公募

■身分

非常勤の特別職国家公務員

■応募資格

○一般公募

18歳以上34歳未満の者

○技術公募

18歳以上で次の国家免許資格などを有する者

〔医師、薬剤師等衛生技術者、語学技術者、車両整備

技術者、情報処理技術者、

通信技術者、電気技術者、

建設技術者〕

(経験年数により、53歳未

満から55歳未満)

■処遇

教育訓練招集手当

日額 7,900円

■受付期間

1月17日～4月6日

■試験日

4月15日、16日、17日のい

ずれかを指定されます。

■試験場

一般公募(旭川)

技術公募(札幌)

■合格発表 5月20日

※制度について

自衛官未経験者を対象に広

く自衛隊に接する機会を設

け、自衛隊をよりよく知っ

ていただく制度です。また、

希望者は所定の教育訓練終

了後、予備自衛官として活

躍する機会を得ることがで

きます。

(予備自衛官とは、普段は

社会人として仕事をしながら

定期的に訓練を受け、有事

の際には防衛召集に応じ

て、後方の警備などの任務

を行うものです。)

【お問い合わせ】

自衛隊旭川地方協力本部遠

軽地域事務所

Tel 0158・42・6616

役場町民課住民活動係

Tel 2・1213

交通事故の相談に専門の相談員が応じます!!

近年の複雑・多様化した交通事故の解決に、札幌自動車保険請求相談センターでは、自動車損害賠償責任保険、任意自動車保険の請求について、専門の相談員が無料で応じます。

■相談日・時間

月曜日～金曜日

(祝祭日を除く)

午前9時～正午

午後1時～午後5時

※来訪する場合は事前にご連絡ください。

■弁護士相談日

毎月第2・4木曜日

午後1時～午後4時

※予約制面談

【相談電話・お問い合わせ】

札幌自動車保険請求相談センター

Tel 011・290・1881

ふれあいバスの時刻が 改正されます

昨年10月より運行を開始した「ふれあいバス」の時刻が4月1日より改正されます。

運行開始より5ヶ月が経過しました。町民の皆さんの多くのご利用、運行へのご協力ありがとうございます。4月からはより一層利便性を高めるために、皆さんの要望を考慮した時刻へと改正します。改正後の時刻表につきましては、3月中に全戸配布する予定です。今後も、「ふれあいバス」の多くのご利用と運行へのご協力をお願いします。

なお、回収方法につきましては、下記の保管場所に回収箱を設置していますので、最寄の場所までお持ちください。回収した乾電池・蛍光灯は、イトム力鋳業所（北見市留辺藪町）に搬入し、水銀やガラスなどにリサイクルして使用されますので、町民の皆さんのご協力をお願いします。

※処理料金は無料です。

水プール「スター」

町民センター、武道館・温

ストックヤード、図書館、

呂間活性化センター、若佐

役場、若佐コミセン、浜佐

○保管場所

マンガン電池・アルカリ電池など

○対象

使用済み乾電池

ストックヤード

○保管場所

役場、若佐コミセン、浜佐

呂間活性化センター、若佐

裸電球

○対象

環形、直管形、ボール型

コンバクト形などの蛍光灯

使用済み乾電池・蛍光灯のリサイクルにご協力を!!

使用済み蛍光灯

今年は統一地方選挙の年!! 4月10日は知事・道議の投票日!!

投票について

投票は、4月10日午前7時から午後6時まで、入場券に記載されている投票所で行ってください。なお、入場券は4月1日に発送しますので、入場券が届かなかったり、記載事項などに誤りがあるときは、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

▼ 有権者について

佐呂間町の住民基本台帳に登録されている人のうち、満20歳以上（平成3年4月11日以前に生まれた方）で、引続き3ヶ月以上佐呂間町に住所を有する方（平成22年12月31日以前に転入届出をしている方）に選挙権があります。

期日前・不在者投票について

投票日の当日、投票所へ行けない方は次の期間に期日前投票および不在者投票ができます。

①知事選挙 3月25日～4月9日

②道議選挙 4月2日～4月9日

※知事、道議の投票を同時にする人は4月2日以降でなければできません。

期日前投票をする方は、午前8時30分から午後8時まで（土・日も行っています。）に選挙管理委員会事務局（役場内）へお越しください。また、指定施設（佐呂間町では特別養護老人ホーム）に入院、入園している方は、指定施設で不在者投票ができます。

転入者の投票方法について

平成23年1月1日以降に本町に転入された方は、以前住んでいた市町村（ただし道内）に選挙権があります。

■このような方は、

①前住所地の市町村で投票を行う。

②前住所地の市町村へ郵送にて投票用紙を請求し、佐呂間町で不在者投票を行う。

いずれの場合も、佐呂間町に引き続き住んでいることを証明する「住所証明書」が必要となりますので、役場町民課にて交付を受けてください。

転出者の投票方法について

投票日まで道内の市町村へ転出される方（平成23年1月1日以降に転出先に転入届出をしている方）は佐呂間町に選挙権があります。

■このような方は、

①転出前に佐呂間町で期日前投票を行う。

②佐呂間町選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、転出先の市町村で不在者投票を行う。

③投票日に佐呂間町で投票を行う。

②、③の場合には、転出先の市町村の「住所証明書」が必要となりますので、転出先の市町村から交付を受けてください。詳しくは選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

選挙管理委員会事務局（役場内）Tel 2・1292

吹く風も少しずつ優しく感じられるようになりました。春もすぐそこまで来ていますね。

22年度は、たくさんの方に“あひあい”を利用していただきました。ありがとうございました。

これからも、お母さんたちの子育てを応援できるように、子育てに関する情報や親子一緒に楽しめる活動を提供していきます。



【雪中運動会】

楽しい思いでいっぱい 写真を掲示します!!

22年10月～23年3月までの、『あそびの広場』『お話あひあい』『あひあいらんど』で撮った写真を掲示します。

写真を希望される方は、欲しい写真を注文書に記入して佐々木写真館に持って行き、注文してください。

掲示期間は3月14日(月)～3月25日(金)です。

みんな集まれ!! 0～2歳児一緒に『あそびの広場』

3月25日(金)は今年度最後の事業となります。

通常は『あそびの広場(2歳児クラス)』ですが、3月25日は0・1歳児クラスと2歳児クラス、みんな一緒に『あそびの広場』を行ないます。

手遊びや絵本の読み聞かせなど、みんなで楽しみましょう。

絵本だいすき!! 『お話あひあい』絵本の読み聞かせ

2月2日の『お話あひあい』では、読み聞かせサークル“じゃんけんぼん”の真如智子さんによる【絵本の読み聞かせ】についての講話と読み聞かせを行いました。当日は0歳～4歳までの子どもたちとお母さん15組が参加し、親子一緒に絵本を楽しんだり、お母さんたちが絵本の大切さのお話を真剣に聞く姿が見られました。これから親子一緒に絵本に触れる機会が多くなると良いですね。

お母さんたちの声を聞かせてください 運営委員を募集します

子育て支援センターを利用するお母さん方に、平成23年度の運営委員をお願いします。保健師や保育士、社会教育課職員と一緒に意見交換をしながら、支援センターをより良いものとするために、力を貸してください。

運営委員の任期は1年間(平成23年4月から24年3月)です。年3回運営委員会を行い事業内容などについて話し合います。お願いできる方は、23日までに支援センターに連絡してください。

支援センター開設日について

3月26日(土)から4月3日(日)までお休みです。

23年度は4月4日(月)『あそびの広場(0・1歳児クラス)』から始まります。

0・1歳児クラス 月曜日 10:00～11:30

2歳児～クラス 火曜日・金曜日 10:00～11:30

【絵本に夢中】

